

第102回新生ふくしま復興推進本部会議
第20回福島イノベーション・コースト構想推進本部会議 合同会議 議事録

- 日時：令和3年3月18日（木）16：40～16：45
- 場所：危機管理センター災害対策本部会議室（北庁舎2階）

【鈴木副知事】

ただ今から、新生ふくしま復興推進本部会議、福島イノベーション・コースト構想推進本部会議の合同会議を始めます。

早速、議題「福島復興再生基本方針（案）について」について、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料1を御覧ください。昨年6月に改正福島特措法が成立し、来月から施行されることに伴い、法に基づき国が策定する「福島復興再生基本方針」についても、復興の状況等を踏まえ、改定されることとなりました。

これまで、改定内容について国との協議を重ねてきましたが、今日11日、国から改定案が正式に示され、法第5条第4項に基づき、福島県知事の意見が求められているところであります。

本基本方針案につきましては、資料左側のとおり、第1部が「原子力災害からの福島の復興及び再生」、第2部が「避難指示・解除区域の復興及び再生」、第3部が「福島全域の復興及び再生」の3部構成となっております。

改定後の各取組の概要については、参考資料を御覧ください。このうち、赤字部分が今回の主な変更箇所であり、避難解除等区域の復興・再生に向けた新たな住民の移住等の促進、風評対策等に係る課税の特例、国際教育研究拠点の整備など、今後の福島の復興・再生に必要な施策が記載されております。

本日まで、県内59市町村全てから意見を聴取した上で、県知事意見の案をとりまとめました。資料1の右側のとおり、国に対し、1つ目「本方針（案）に基づく施策実施に必要な予算の確保」、2つ目「避難指示・解除区域の復興・再生」、3つ目「福島全域での、安心して暮らすことのできる生活環境の実現」、4つ目「福島イノベーション・コースト構想の推進等」、5つ目「その他福島の復興・再生を推進するための必要な措置」について、記載の遵守と確実な実施等を意見したいと考えております。

今後は、本基本方針に基づく施策を国と一体となって着実に実施するとともに

に、今後、認定申請を予定している福島復興再生計画（案）に基づく取組とあわせ、全庁一丸となって復興・再生に取り組んでまいります。

【鈴木副知事】

今の説明について何かありますか。なければ、意見案について原案のとおり決定することといたします。それでは、知事からお願いします。

【知事】

「福島復興再生基本方針」は、平成29年6月の改定以来、約4年ぶりの改定になります。

震災から10年が経過しました。これまで、本県の復興・再生の要である福島特措法及び基本方針に基づく様々な措置、取組によって、福島の復興の光は着実にその明るさを増してきました。一方、今もなお多くの方々が避難生活を送られているほか、帰還困難区域の避難指示解除、廃炉・汚染水対策など、困難な課題、影の部分が残り、福島県はいまだ有事の状況です。

今回の改定案の策定に当たっては、復興庁を始め、関係の皆さんにはこうした福島県の実情を真摯に受け止めていただきました。政府には、今回提出する意見を踏まえ、今後速やかに基本方針を閣議決定いただくとともに、新しい基本方針に基づき、引き続き、被災地に寄り添い、復興・再生を共に進めていただきたいと思えます。

皆さんも、この新たな基本方針を基に、復興が更に加速するよう、国、市町村、関係機関と連携をして取組を進めてください。

【鈴木副知事】

以上で、会議を終了します。